

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">我が国の海洋生物資源の資源管理指針（案）</p> <p style="text-align: right;">平成23年 3月29日公表 平成23年12月22日改正 平成24年 3月30日改正 平成24年12月10日改正 平成25年12月11日改正 平成26年12月25日改正 平成27年12月22日改正 平成28年12月27日改正 平成29年 月 日改正</p>	<p style="text-align: center;">我が国の海洋生物資源の資源管理指針</p> <p style="text-align: right;">平成23年 3月29日公表 平成23年12月22日改正 平成24年 3月30日改正 平成24年12月10日改正 平成25年12月11日改正 平成26年12月25日改正 平成27年12月22日改正 平成28年12月27日改正</p>
<p>第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 （略）</p> <p>第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向 【魚種別資源管理】</p> <p>1 さんま （略）</p> <p>2 すけとうだら （1） （略）</p> <p>（2）資源管理目標 日本海北部系群については、<u>極めて低い資源水準で推移しており、かつ、近年の海洋環境等も資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、親魚量がこれまでの最低水準を下回らないよう注意しつつ、着実な資源の回復を基本方向として管理を行う。</u>太平洋系群については、<u>一定の親魚量の確保を通じ、豊度の高い年級群の発生により資源水準を維持することを基本方向として、漁獲動向及び加入動向に注意しつつ、</u>管理を行う。 その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。</p> <p>（3） （略）</p> <p>3 まあじ （1） （略）</p>	<p>第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 （略）</p> <p>第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向 【魚種別資源管理】</p> <p>1 さんま （略）</p> <p>2 すけとうだら （1） （略）</p> <p>（2）資源管理目標 日本海北部系群<u>及び太平洋系群</u>については、近年の<u>海洋環境等</u>が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、<u>資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して</u>管理を行う。太平洋系群については、<u>一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、</u>管理を行う。 その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行う。</p> <p>（3） （略）</p> <p>3 まあじ （1） （略）</p>

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(2) 資源管理目標</p> <p>太平洋系群については、<u>資源が減少傾向にあることから、減少に歯止めをかけること</u>を基本方向として、管理を行うこととするが、漁獲動向に注意しつつ、必要に応じて関係者間で検討を行う。</p> <p>対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、<u>資源を維持又は増大すること</u>を基本に、我が国水域への来遊量の<u>年変動にも</u>配慮しながら、管理を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 資源管理目標</p> <p>太平洋系群については、<u>資源水準の維持</u>を基本方向として、管理を行うこととするが、漁獲動向に注意しつつ、必要に応じて関係者間で検討を行う。</p> <p>対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、<u>資源の維持又は増大すること</u>を基本に、我が国水域への来遊量の<u>年変動も</u>配慮しながら、管理を行う。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>4 まいわし</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資源管理目標</p> <p>太平洋系群については、<u>海洋環境が資源の増大に好適な状況になる可能性があることから、海洋環境や資源動向及び漁獲動向に注意しつつ、資源水準の維持(可能な場合には増大)を基本方向として、</u>管理を行う。</p> <p>対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、<u>資源を維持又は増大すること</u>を基本に、我が国水域への来遊量の<u>年変動にも</u>配慮しながら、管理を行う。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 まいわし</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資源管理目標</p> <p>太平洋系群については、<u>資源水準の維持又は増大を基本方向として、</u>漁獲動向に注意しつつ、管理を行う。</p> <p>対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、<u>資源の維持又は増大すること</u>を基本に、我が国水域への来遊量の<u>年変動も</u>配慮しながら、管理を行う。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>5 さば類(まさば及びごまさば)</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。</p> <p>資源の状況については、まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、<u>2015年の資源量は135.3万トン</u>である。親魚量から資源水準は<u>中位</u>と判断される。過去5年間(2011～2015年)の資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断されるが(図6-1)、<u>北西太平洋公海での外国漁船による漁獲の正確な動向が不明であり、その動向には注意が必要である</u>。まさば対馬暖流系群の2015年の資源量は76.8万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去5年間(2011～2015年)の資源量の推移から動向は増加と判断される(図6-2)。ごまさば太平洋系群の<u>2015年の資源量は44.3万トン</u>で、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間(2011年～2015年)の資源量の推移から動向は<u>減少</u>と判断される(図6-3)。ごまさば東シナ海系群</p>	<p>5 さば類(まさば及びごまさば)</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。</p> <p>資源の状況については、まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年、2013年に豊度の高い加入があり、<u>2014年の資源量は147.3万トン</u>である。親魚量から資源水準は<u>低位</u>と判断されるが、<u>未成魚が増加しており、今後、親魚量の増加が見込まれる</u>。過去5年間(2010～2014年)の資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断される(図6-1)。まさば対馬暖流系群の2015年の資源量は76.8万トンで、親魚量から資源水準は低位、過去5年間(2011～2015年)の資源量の推移から動向は増加と判断される(図6-2)。ごまさば太平洋系群の<u>2014年の資源量は79.1万トン</u>で、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間(2010～2014年)の資源量の推移から動向は<u>横ばい</u>と判断される(図6-3)。ごまさば東シナ海系群の2015年の資源量は10.2万ト</p>

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後

変更前

の 2015 年の資源量は 10.2 万トンで、親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間（2011～2015 年）の資源量の推移から動向は減少と判断される（図 6-4）。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

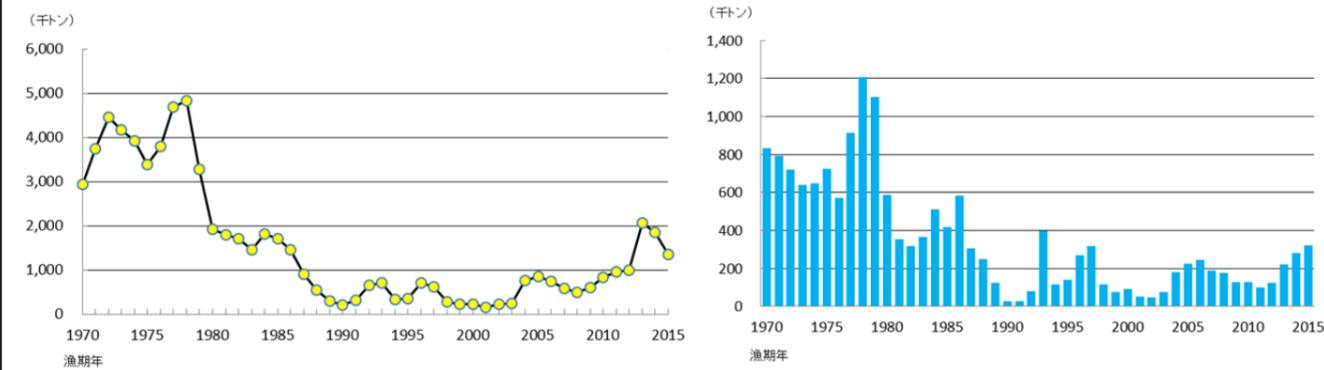
漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2015 年のさば類の漁獲量は、56.5 万トンである。

ンで、親魚量から資源水準は中位、過去 5 年間（2011～2015 年）の資源量の推移から動向は減少と判断される（図 6-4）。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2015 年のさば類の漁獲量は、56.5 万トンである。

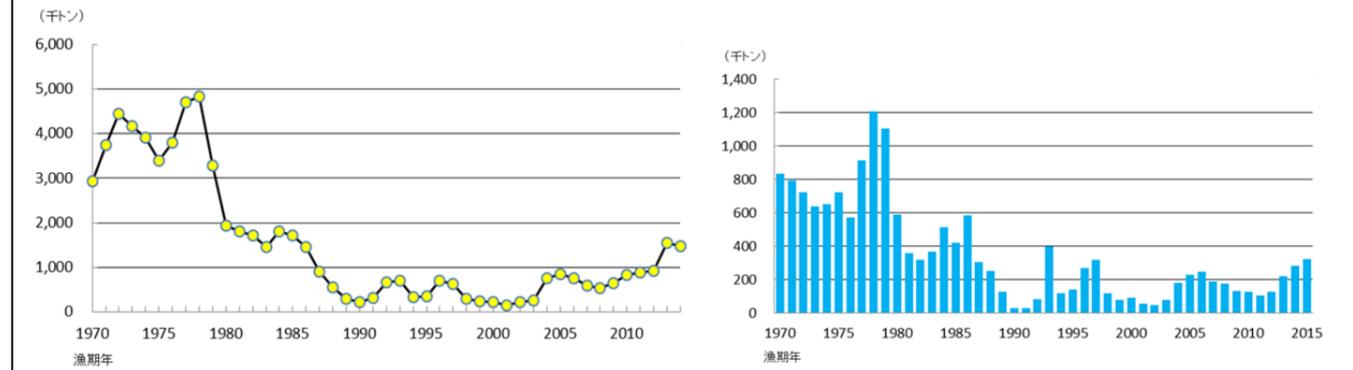
図 6-1 まさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 6-4 まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図 6-4 まで同じ）

図 6-1 まさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 6-4 まで同じ）

注：資源量（左図）、漁獲量（右図）（以下図 6-4 まで同じ）

図 6-2 (略)

図 6-2 (略)

図 6-3 ごまさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移

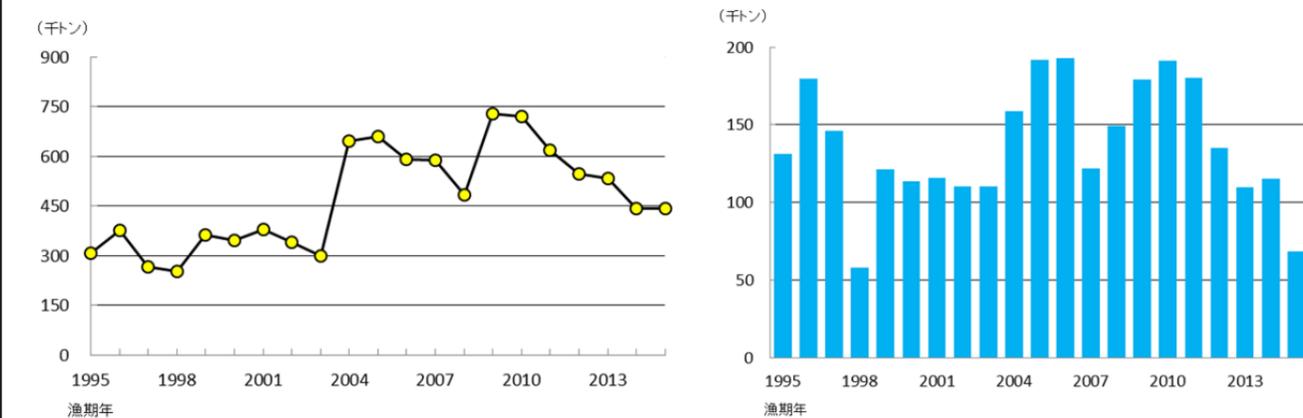


図 6-3 ごまさば太平洋系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移

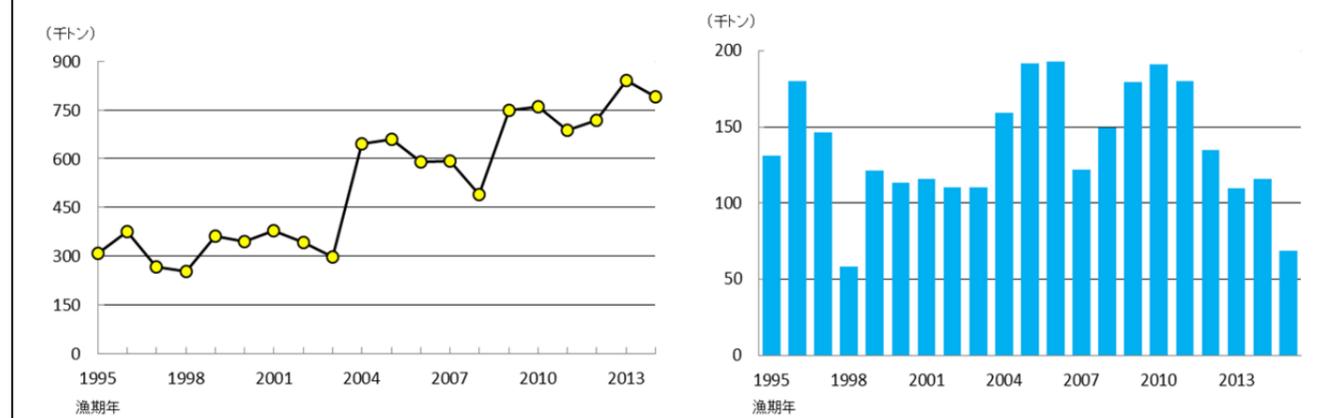


図 6-4 (略)

図 6-4 (略)

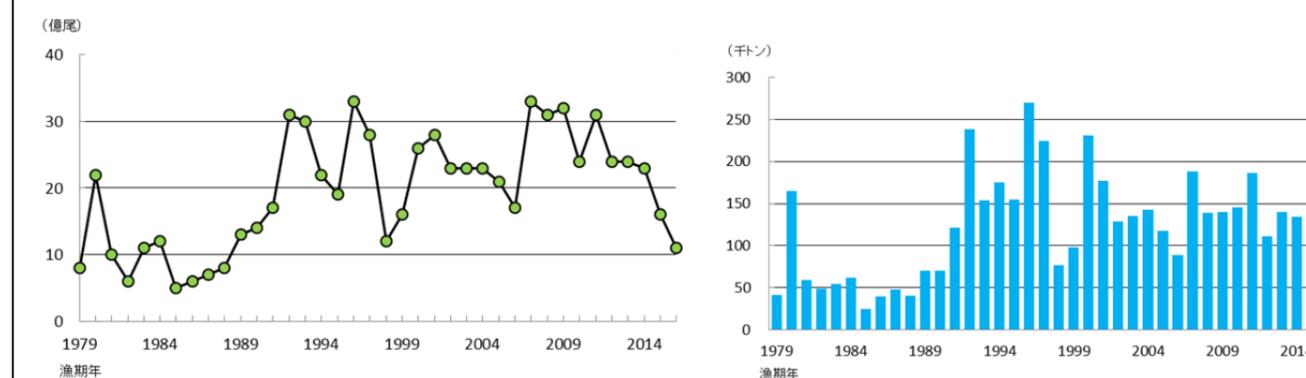
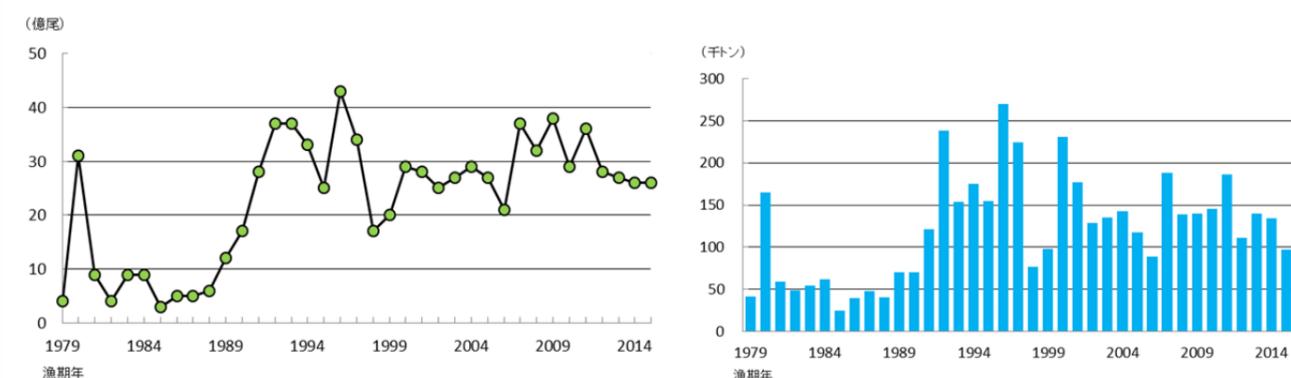
(2) 資源管理目標

まさば太平洋系群について、高水準で資源を持続的に利用するためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な親魚量 45 万トン以上の確保が必要とされているが、現在の資源水準は、

(2) 資源管理目標

まさば太平洋系群について、高水準で資源を持続的に利用するためには、安定的な再生産（新規加入）の維持に必要な親魚量 45 万トン以上の確保が必要とされているが、現在の資源水準は、

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

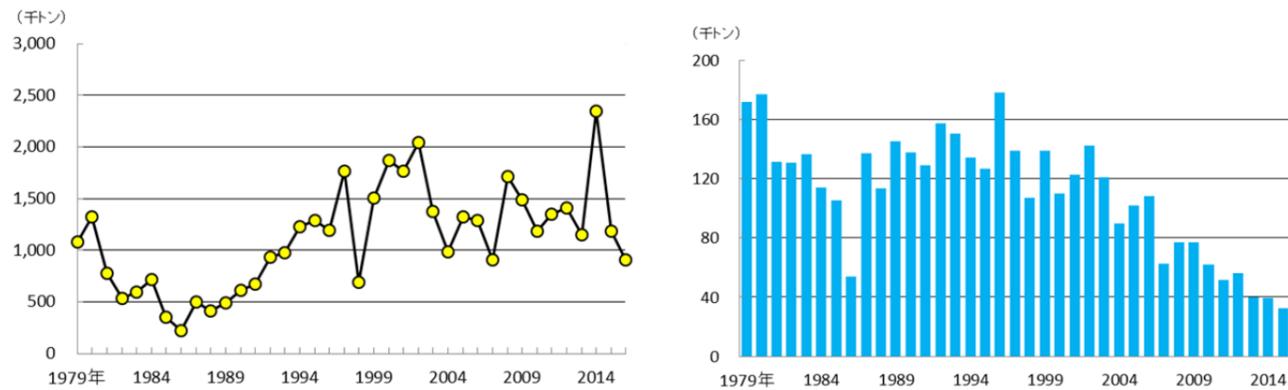
変更後	変更前
<p>親魚量は 45 万トンをやや下回る水準であり、今後の加入動向に十分留意しつつ、引き続き<u>資源を維持若しくは増大することを基本方向として</u>管理を行う。</p> <p><u>なお、本資源は北西太平洋公海において外国漁船によっても採捕されていることから、平成 27 年 7 月に設立された北太平洋漁業委員会（NPF C）等を通じて、外国漁船の適切な管理に向けた一層の取組を推進する。</u></p> <p>ごまさば太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。</p> <p>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の<u>年変動にも</u>配慮しながら、管理を行う。</p>	<p>親魚量は 45 万トンをやや下回る水準であり、今後の加入動向に十分留意しつつ、引き続き<u>資源の回復を図るよう</u>、管理を行う。</p> <p>ごまさば太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。</p> <p>まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の<u>年変動も</u>配慮しながら、管理を行う。</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>6 するめいか</p>	<p>6 するめいか</p>
<p>(1) 資源及び漁獲の状況</p>	<p>(1) (1) 資源及び漁獲の状況</p>
<p>我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に 12 月～3 月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10 月～12 月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。</p>	<p>我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に 12 月～3 月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10 月～12 月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。</p>
<p>資源の状況については、冬季発生系群の <u>2016 年</u>の資源量は <u>33.4 万トン</u>であり、資源尾数から資源水準は<u>低位</u>、過去 5 年間 (<u>2012～2016 年</u>) の資源尾数の推移から動向は減少と判断される (図 7-1)。秋季発生系群の <u>2016 年</u>の資源量は <u>90.6 万トン</u>であり、資源量から資源水準は<u>中位</u>、過去 5 年間 (<u>2012～2016 年</u>) の資源量の推移から動向は<u>減少</u>にあると判断される (図 7-2)。</p>	<p>資源の状況については、冬季発生系群の <u>2015 年</u>の資源量は <u>79.6 万トン</u>であり、資源尾数から資源水準は<u>中位</u>、過去 5 年間 (<u>2011～2015 年</u>) の資源尾数の推移から動向は減少と判断される (図 7-1)。秋季発生系群の <u>2015 年</u>の資源量は <u>118.6 万トン</u>で、過去最高を記録した昨年 (234.6 万トン) から半減した。資源量から資源水準は<u>高位</u>、過去 5 年間 (<u>2011～2015 年</u>) の資源量の推移から動向は<u>横ばい</u>にあると判断される (図 7-2)。</p>
<p>当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。漁獲の状況については、我が国では、主にいか釣り漁業、定置漁業及び沖合底びき網漁業により当該資源を漁獲しており、その他大中型まき網漁業等によっても漁獲が行われている。2015 漁期年 (4 月から翌年 3 月) の漁獲量は 13.0 万トンである。</p>	<p>当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。漁獲の状況については、我が国では、主にいか釣り漁業、定置漁業及び沖合底びき網漁業により当該資源を漁獲しており、その他大中型まき網漁業等によっても漁獲が行われている。2015 漁期年 (4 月から翌年 3 月) の漁獲量は 13.0 万トンである。</p>
<p>図 7-1 するめいか冬季発生系群の資源<u>尾数</u>及び我が国の漁獲量の推移</p>  <p>資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成 (以下図 7-2 まで同じ)</p>	<p>図 7-1 するめいか冬季発生系群の資源<u>量</u>及び我が国の漁獲量の推移</p>  <p>資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成 (以下図 7-2 まで同じ)</p>

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後

注：資源尾数（左図）、漁獲量（右図）

図7-2 するめいか秋季発生系群の資源量及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

(2) 資源管理目標

本資源は減少傾向にあるが、これは海洋環境の変化に伴う再生産環境の悪化によると考えられ、短期的には減少傾向を緩和し、中期的には環境が改善された場合に資源を速やかに増大できるように親魚量を確保することを基本方向とする。

ただし、本資源は、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われており我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けた取組が行えるよう努めつつ、管理を行うものとする。

(3) (略)

7~14 (略)

【漁業種別管理】 (略)

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

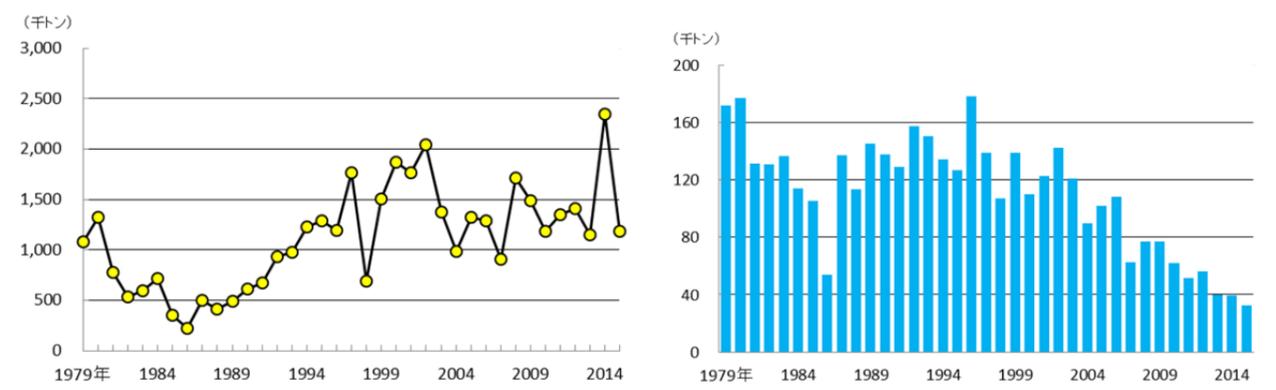
本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する（図24）。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み

変更前

注：資源尾数（左図）、漁獲量（右図）

図7-2 するめいか秋季発生系群の資源尾数及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量（左図）、漁獲量（右図）

(2) 資源管理目標

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。

(3) (略)

7~14 (略)

【漁業種別管理】 (略)

(新規)

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする（図 25）。</p> <p>④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。</p> <p>【図 24：資源管理計画の評価・検証（PDCA サイクル）】</p> <pre> graph TD P[計画 P] --> D[実施 D] D --> C[評価 C] C --> A[改善 A] A --> P </pre> <p>計画 (P)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者等による資源管理計画等の作成 ・見直し・改善した計画に変更 <p>実施 (D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく資源管理の取組 ・外部有識者が参加する資源管理協議会の開催、履行確認 <p>評価 (C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理協議会が計画を評価項目（評価基準）に則り評価・検証 <p>改善 (A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価・検証の結果を踏まえた計画の見直し・改善 <p>評価項目（評価基準）の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 評価単位（魚種、漁業種類）ごとに、管理目標（例：資源の増大/維持、漁獲量の増大/維持）に対する資源の状況（資源量やCPUEなど）を評価 ➢ 評価結果を踏まえ、評価単位ごとに、改善の方向性（管理措置の強化、グループ化等）を検討 	<p>（新規）</p>

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>【図 25：資源管理計画の評価・検証手順例】</p>	<p>(新規)</p>

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>第4 その他</p> <p>本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したことを示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。</p> <p>また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。</p> <p>さらに、水産基本計画（2012年3月）では、地域において実施体制が整った場合には、個別割当についても利用を推進するとしている。公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基づく漁獲量上限等を基に、漁業者団体の自主的な取組として、年間又は漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分し、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組むことが重要である。</p> <p>なお、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>別紙 （略）</p>	<p>第3 その他</p> <p>本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したことを示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。</p> <p>また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。</p> <p>さらに、水産基本計画（2012年3月）では、地域において実施体制が整った場合には、個別割当についても利用を推進するとしている。公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基づく漁獲量上限等を基に、漁業者団体の自主的な取組として、年間又は漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分し、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組むことが重要である。</p> <p>なお、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>別紙 （略）</p>